車体の形状	構造要件	留意事項
照明車	照明作業を行うために使用する自動車であって、次の	・自動車に備えら
	各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。	れた走行に必要
	1 車室外に、照明作業を行うための複数の投光器及び	な照明灯火及び
	当該投光器の支持台を有すること。 この場合において、投光器は1灯につき消費電力が	家庭用の照明装   置、バッテリの
	200W以上の能力又は1基につき全光束(定格値)が	- ■、ハツノリの   - 電源により点灯
	3、3301m以上の能力を有していればよい。	する照明装置等
	2 1の支持台は、旋回、伸縮及び投光器の照射角度を	は、この場合の
	任意に調整することができるものであること。ただ	投光器には該当
	し、複数の方向に向けて固定された複数の投光器を有	しないものとす
	する場合は、旋回しない構造であってもよい。	る。
	3 すべての投光器を点灯させるために十分な発電能力 のある発電機(走行用の原動機を動力とするものを除	・投光器の全光東 (定格値)につ
	のめる光电機(足り用の原動機を動力とするものを除しく。)を有すること。	いては、当該投
	へ。 / で何りること。   ただし、外部の電源から電力の供給を受けることに	光器の仕様が記し
	より投光器を作動させることができるものにあって	載された書面、
	は、外部からの電力の供給を受けることができる設備	カタログ又は試
	を有している場合にあっては、この限りでない。	験データ等によ
	4 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室	り確認を行うも
	内に開口していないこと。	のとする。
	I .	